建設業に係る安全対策等について

令和８年12月

厚生労働省 愛媛労働局　宇和島労働基準監督署　安全衛生係

目次

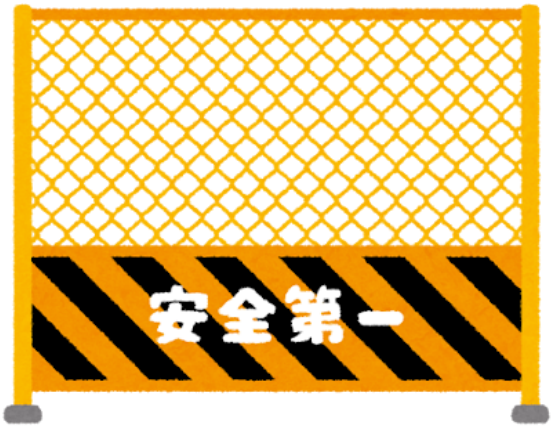
１. 宇和島署管内労働災害発生状況島署管内労働災害発生状況

２. 職場のメンタルヘルス対策の推進

３. 化学物質対策

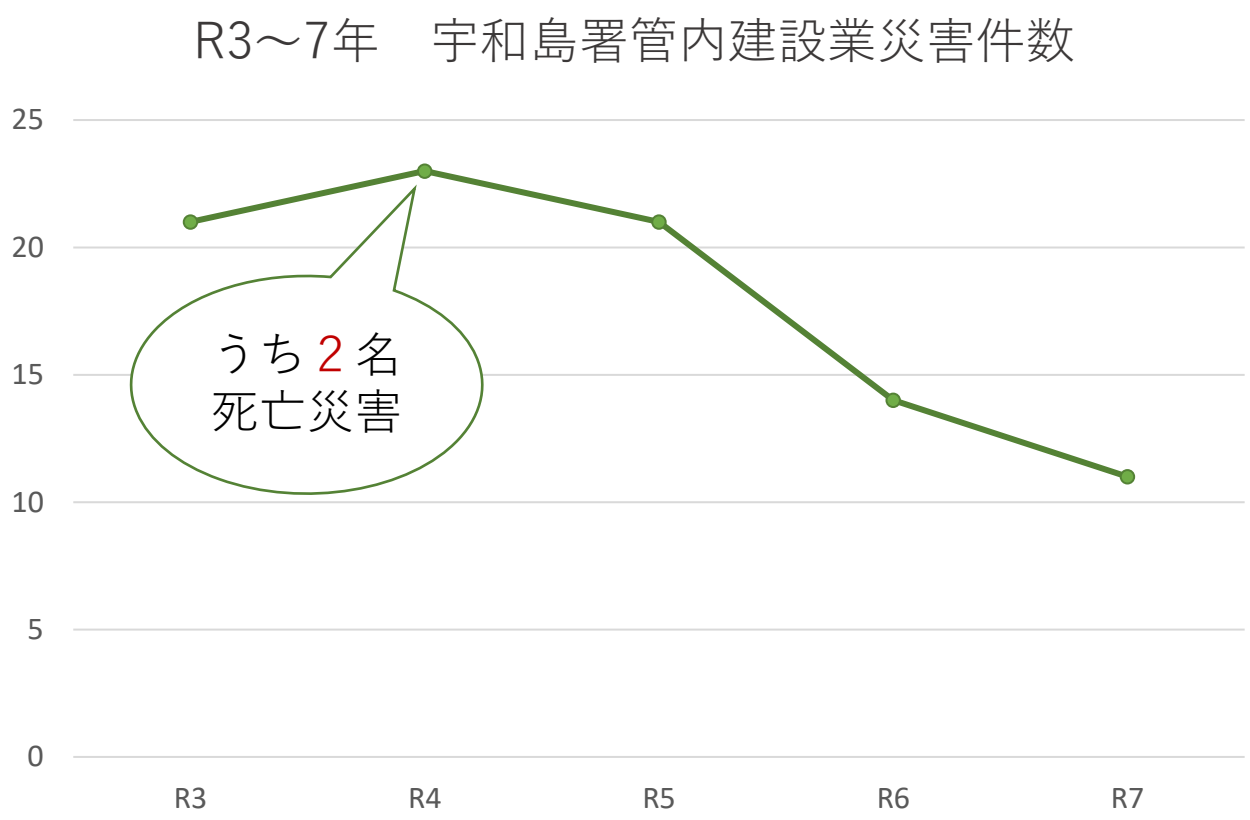
４. 熱中症対策

５. 工作物石綿事前調査者

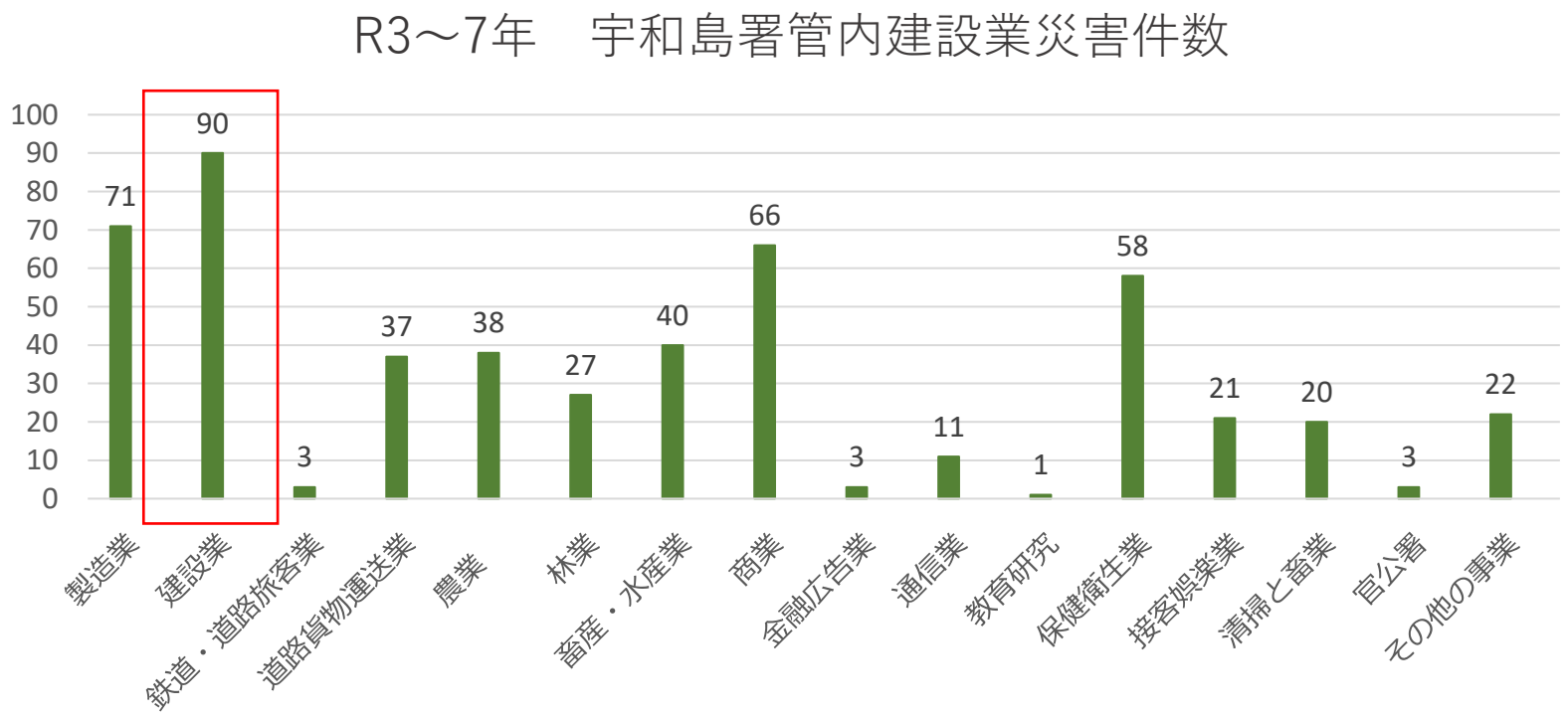


１．宇和島署管内労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く休業４日以上の災害（以降同様）

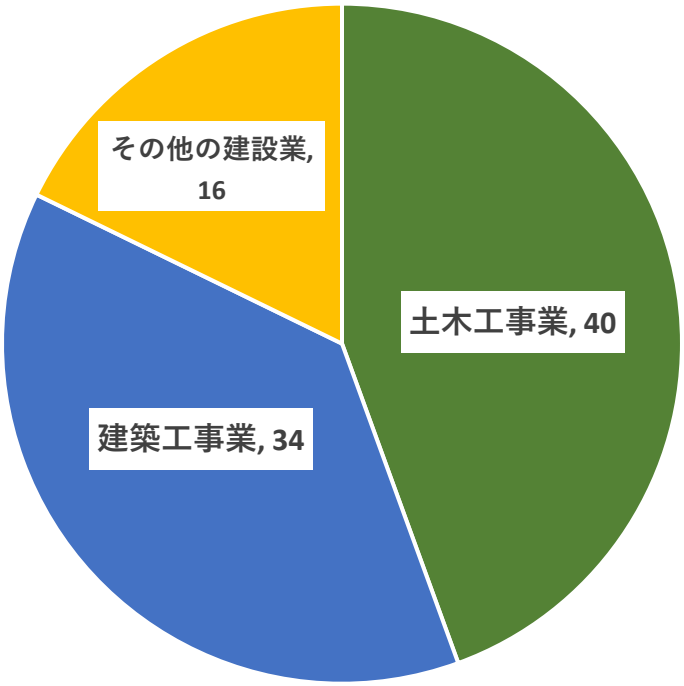


１．宇和島署管内労働災害発生状況



１．宇和島署管内労働災害発生状況

R3～7年宇和島署管内建設業災害件数・業種別



１．宇和島署管内労働災害発生状況



１. 宇和島署管内労働災害発生状況

改めてご留意ください！

・足場や作業床の端、開口部等の墜落防止措置（手すり等）

・墜落制止用器具の使用、規格

・作業場所の地形や地質の状態等の把握、作業計画の策定

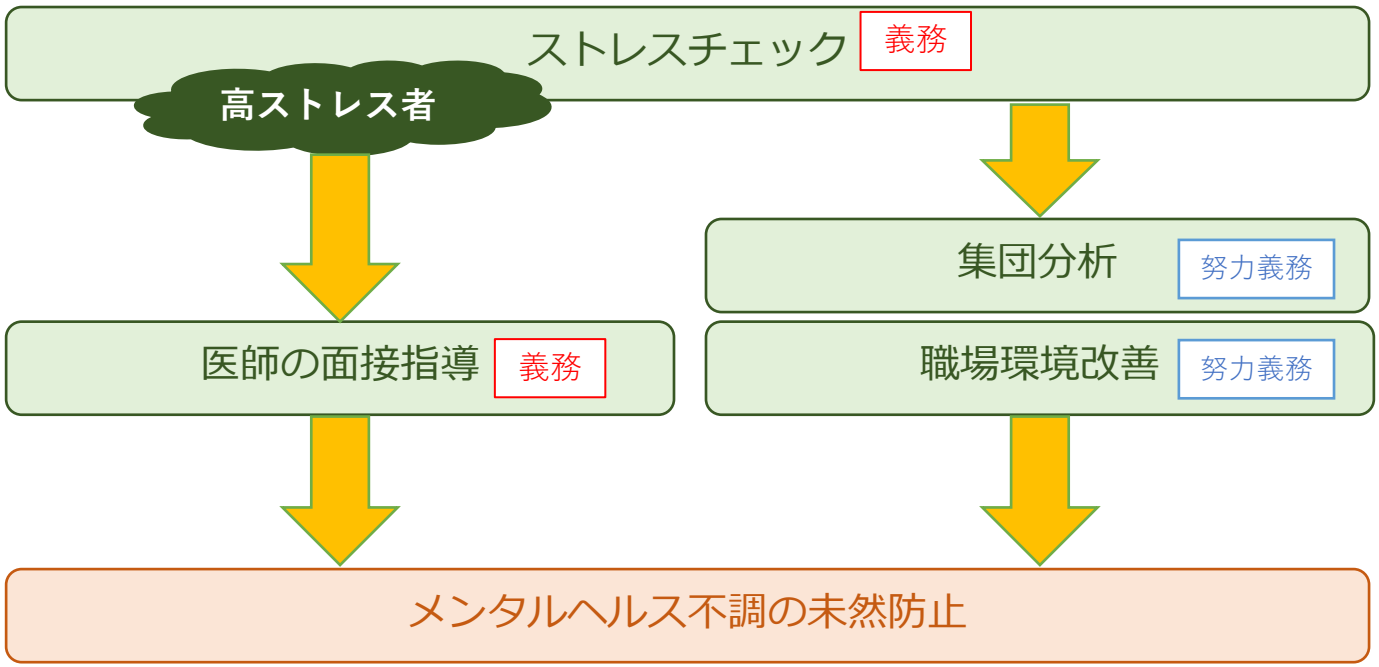
・現場の整理整頓、安全通路の確保





２．職場のメンタルヘルス対策の推進

・常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導を義務化



2. 職場のメンタルヘルス対策の推進



ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの概要版（スタートガイド）もあります

厚労省HP（ストレスチェック）

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。

都道府県さんぽセンター

サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）
0570－031050
受付時間：平日10:00～17:00
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など）を広く掲載しています。

ポータルサイト「こころの耳」

（令和8年6月）

支援施策

・小規模事業場向けマニュアルの作成

・産業保健総合支援センターによる支援

・サポートダイヤルの設置

…etc.

３. 化学物質対策

近年の法改正により、化学物質に係る新たな規制が導入

監督署による指導の機会が多い事項
・**リスクアセスメント**の実施義務対象物質が大幅に増加
・対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は**化学物質管理者**を選任
・物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用**保護具**を使用させる





３. 化学物質対策

職場のあんぜんサイト
「化学物質のリスクアセスメント実施支援」

・対象物質の検索
・リスクアセスメントの支援ツール
…etc.



４. 熱中症対策

熱中症対策の基本的な考え方

見つける　判断する　対処する

近年の熱中症死亡災害の多くが初期症状の放置・対応の遅れによるもの
　→死に至らせない（重篤化させない）ための対策が必要

４. 熱中症対策

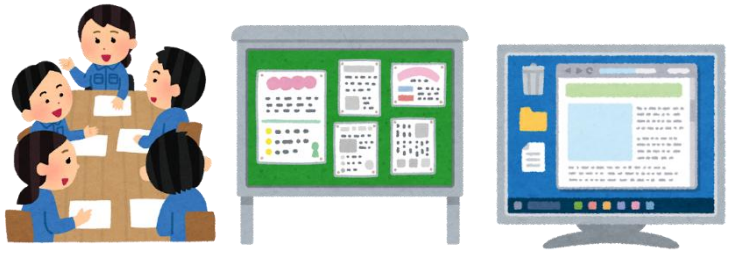
法改正により義務化された対策

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための**体制整備**

①緊急連絡網、緊急搬送先
②作業離脱、身体冷却医療機関への搬送等、熱中症の重篤化防止のために必要な措置
の**実施手順の作成**

対象作業は
・WBGT（暑さ指数）28度または気温31度以上の環境下
・連続１時間以上または１日４時間超の実施
が見込まれる作業

関係作業者への周知



熱中症のおそれのある者に対する処置の例
フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等



作業離脱、身体冷却

意識の異常等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

異常等あり

救急隊要請

異常等なし

自力での水分摂取

できない

できる

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送

回復しない、症状悪化

経過観察

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例
フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。



作業離脱、身体冷却

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、
＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

５. 工作物石綿事前調査者

令和８年１月１日以降着工の工事

・一部の特定工作物の解体・改修等工事について、工作物石綿事前調査者による事前調査が必要

・その他の工作物についても、有資格者による事前調査が必要



５. 工作物石綿事前調査者



区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 （厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物）	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	下記のいずれか ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/